

薬食血発0305第1号
平成22年3月5日

日本赤十字社血液事業本部長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

「新型インフルエンザの国内発生に係る血液製剤の安全性確保について」の廃止について

国内において新型インフルエンザの発生が確認されたことを受け、平成21年5月18日付け薬食血発第0518001号及び第0518002号厚生労働省医薬食品局血液対策課長通知「新型インフルエンザの国内発生に係る血液製剤の安全性確保について」により、献血後の新型インフルエンザ発症時の対応等をお願いしたところである。

今般、平成21年度第4回薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会運営委員会において、献血血液を通じて新型インフルエンザに感染する可能性が極めて低いことが示され、当該通知により予防的措置として行われている献血後7日以内に新型インフルエンザに罹患していると判明した者の献血血液を回収する等の措置を見直すことが妥当であるとされたことから、平成21年5月18日付け薬食血発第0518001号及び第0518002号厚生労働省医薬食品局血液対策課長通知「新型インフルエンザの国内発生に係る血液製剤の安全性確保について」は廃止する。

薬食血発0305第2号
平成22年3月5日

都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

「新型インフルエンザの国内発生に係る血液製剤の安全性確保について」の廃止について

今般、平成21年度第4回薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会運営委員会において、血液を通じて新型インフルエンザが感染する可能性が極めて低いことが示され、当該通知により予防的措置として行われている献血後に新型インフルエンザに罹患していると判明した者の献血血液を回収する等の措置を見直すことが妥当であるとされたことから、別添のとおり日本赤十字社血液事業本部長あて通知しましたので、関係者への周知について特段の御配慮をお願いします。